

児童の権利に関する条約

世界各国には、貧しさや飢え、虐待などで困ったり苦しんだりしている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救い、あらゆる差別がなく、すべての児童が心身ともに健やかに育成されるように、1989年（平成元年）の国際連合総会において「児童の権利に関する条約」が採択されました。

日本においては、子どもの人権尊重について世界の国々と協力し、更に取り組みを強化していくために、1994年（平成6年）4月にこの条約を批准しました。

《条約の主な内容》

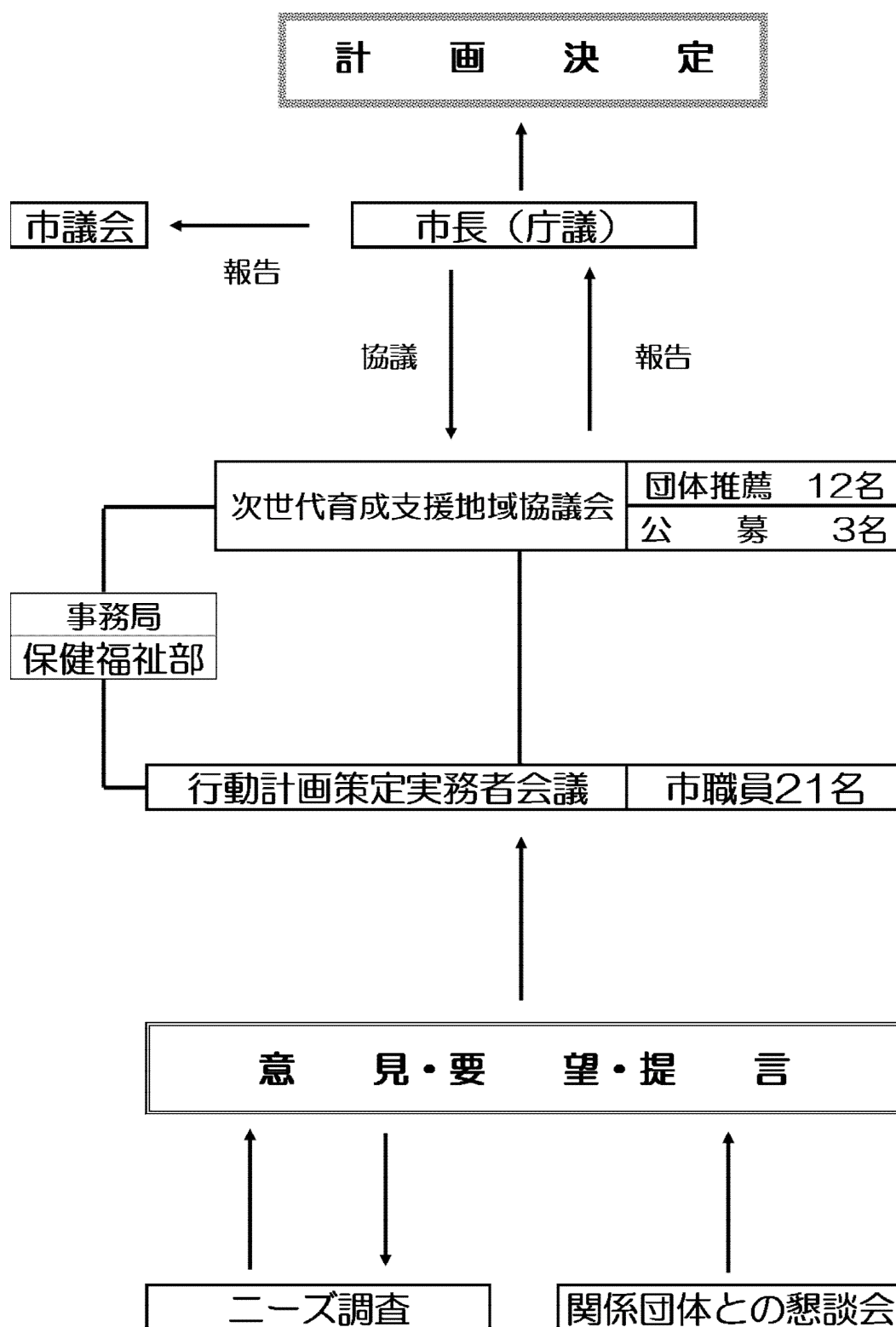
1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意志に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。
しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14. この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

（外務省発行ポスタ - より引用）

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 21 年 6 月 22 日	第 1 回次世代育成支援地域協議会開催 (計画策定趣旨、策定体制、策定スケジュール、ニーズ調査について説明)
平成 21 年 7 月 15 日 ~ 8 月 10 日	次世代育成支援地域行動計画後期計画ニーズ調査実施
平成 21 年 12 月 30 日	後期計画ニーズ調査結果報告書作成
平成 22 年 1 月 19 日 ~ 24 日	第 1 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (推計人口、前期計画取り組み、事業別目標、意見聴取)
平成 22 年 1 月 25 日	第 2 回次世代育成支援地域協議会開催 (ニーズ調査報告、人口推計、前期取り組み、意見聴取)
平成 22 年 1 月 28 日 ~ 29 日	第 2 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (前期計画取り組み状況、後期計画協議)
平成 22 年 2 月 8 日 ~ 12 日	第 3 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (前期計画取り組み状況、後期計画協議)
平成 22 年 2 月 26 日	第 4 回次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議開催 (事業別目標、素案協議)
平成 22 年 3 月 2 日	第 3 回次世代育成支援地域協議会開催 (計画素案説明、素案審議)
平成 22 年 3 月 4 日 ~ 3 月 23 日	素案に対するパブリックコメント手続き実施
平成 22 年 3 月 18 日	第 4 回次世代育成支援地域協議会開催 (計画素案確認)
平成 22 年 3 月 25 日	次世代育成支援地域協議会より市長に素案報告
平成 22 年 3 月 30 日	富良野市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)決定

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定体制図



富良野市次世代育成支援地域行動計画策定要領

1. 目 的

本格的な少子社会の到来に対処するために、「次世代育成支援対策推進法案」並びに「児童福祉法の改正法案」が平成 15 年 7 月 9 日に成立し、これに伴い、国の基本的政策として少子化に対し集中的、計画的な取組を促進することを目的とする「次世代育成支援地域行動計画」の策定が地方公共団体に義務付けられた。

このため、富良野市における次代を担う子どもたちの支援に対し、あらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、統合化した行動計画として策定することを目的とする。

2. 計画の名称

「富良野市次世代育成支援地域行動計画」

3. 計画の期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年とし、5 年間で見直しを行い、富良野市総合計画との整合性を図るものとする。

4. 計画の位置づけ

この計画は「富良野市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を図りながら、次世代育成支援地域行動計画策定指針（平成 15 年 8 月 22 日関係 7 大臣連名告示）に基づき、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を次の 8 つの視点により計画する。

子どもの視点

次代の親づくりという視点

サービス利用者の視点

社会全体による支援の視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

地域における社会資源の効果的な活用の視点

サービスの質の視点

地域特性の視点

5. 計画の体系

施策は、「基本目標」「基本施策」「推進事業」とする。

6. 計画策定の体制

計画の策定に関し、「富良野市次世代育成支援地域協議会」で行動計画の素案を策定し、市長に報告する。

計画の策定を円滑に推進するため、「富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議」を設置する。

富良野市次世代育成支援地域協議会設置規則

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき、富良野市次世代育成支援地域行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聞き、必要となるべき措置について協議するため、富良野市次世代育成支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の推進に関する重要事項の協議に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び関係団体から推薦される者
- (2) 一般公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、富良野市情報公開条例(平成12年条例第1号)に規定する公開しないことができる公文書の情報を含む場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 4 会長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととするときは、あらかじめ会議の議を経ることとし、会議の全部又は一部を公開しないこととする理由を公表しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月20日規則第1号)

この規則は、平成22年1月25日から施行する。

富良野市次世代育成支援地域協議会委員名簿

区分	所属機関・団体等の名称	役 職	氏 名	備考
関係機関・団体選出委員	富良野市校長会	研 修 部 員 (山部中学校長)	原 部 淳	会 長
	慈恵ひまわり幼稚園	ひまわり幼稚園 副園長	青 木 賢 亮	副会長
	富良野市PTA連合会	会長	忍 穂 良 明	
	託児ルームぼぷら	代表	春 名 依 子	
	富良野市中央保育所 父母の会	理事	阿 部 優 子	
	富良野市山部保育所 父母の会	父母 (山部中学校教諭)	新 山 竜 彦	
	民生児童委員協議会	主任児童委員	山 崎 時 枝	
	富良野市子ども会育成 連絡協議会	副会長	森 口 尚 宏	
	富良野医師会	理 事	印 鑰 史 衛	
	富良野商工会議所	総 務 委 員	増 山 省 吾	
	児童養護施設 富良野国の子寮	国の子寮施設長	高 島 正 人	
	子育て支援センター	臨時職員	長 久 雅 子	
公募委員	(水道工事業)		田 中 靖 雄	
	(元高校教員)		小田島 慶 吾	
	(まさ屋)		谷 口 道 代	

事務局

氏 名	職 名
高 野 知 一	保健福祉部長
佐 藤 修	保健福祉部こども未来課長
一 條 敏 彦	保健福祉部中央、麻町保育所長
佐 竹 昇 一	保健福祉部こども未来課こども未来係長
中 島 志津子	保健福祉部こども未来課こども未来係
金 子 容 子	保健福祉部こども未来課こども未来係
井 上 和 美	保健福祉部こども未来課こども未来係

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、富良野市次世代育成支援地域行動計画策定実務者会議（以下「実務者会議」という。）という。

(目的)

第2条 実務者会議は、富良野市次世代育成支援地域行動計画（以下「行動計画」という。）策定の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 実務者会議は、関係職員をもって構成する。

2 実務者会議に委員長を置き、委員長には保健福祉部中央保育所長を充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画に関する検討が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 実務者会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 実務者会議の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局は、保健福祉部こども未来課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に必要な事項は、委員長が委員の意見を聞いて定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

構成係名

- | | | |
|----------|----------|--------------|
| ・企画振興係長 | ・医療給付係長 | ・交通生活係長 |
| ・健康推進係長 | ・福祉総務係長 | ・子育て支援係主査 |
| ・中央保育所係長 | ・麻町保育所係長 | ・こども通園センター主査 |
| ・商工労働係長 | ・住宅管理係長 | ・都市整備係長 |
| ・道路公園係長 | ・学務係長 | ・社会教育係長 |
| ・スポーツ係長 | ・図書館係長 | ・生涯学習センター係長 |
| ・環境係長 | ・博物館係長 | |

富良野市次世代育成支援地域行動計画策定 実務者会議委員名簿

後期計画（21名）

委員名	氏名	職名
委員長	一條敏彦	保健福祉部中央保育所長兼麻町保育所長
委員	西野成紀	総務部企画振興課企画振興係長
委員	後藤正紀	総務部市民環境課交通生活係長
委員	関根嘉津幸	総務部市民環境課環境係長
委員	大内康弘	保健福祉部医療保健課医療給付係長
委員	稲葉久恵	保健福祉部医療保健課保健推進係長
委員	赤松靖	保健福祉部福祉課福祉総務係長
委員	長田和恵	保健福祉部こども未来課子育て支援センター主査
委員	池田敏美	保健福祉部こども通園センター主査
委員	奥野悦子	保健福祉部中央保育所保育主査
委員	千葉光子	保健福祉部麻町保育所保育主査
委員	難波優	経済部商工観光課商工労働係長
委員	柿本正典	建設水道部都市建築課住宅管理係長
委員	小野豊	建設水道部都市施設課都市整備係長
委員	中島智	建設水道部都市施設課主幹
委員	堀口町夫	教育委員会学校教育課学務係長
委員	桑島洋	教育委員会社会教育課社会教育係長
委員	木村千加	教育委員会社会教育課文化スポーツ振興係長
委員	杉浦重信	教育委員会生涯学習センター長
委員	上掘義文	教育委員会博物館係長
委員	近内栄一	教育委員会図書館図書館長

事務局

事務局員名	氏名	職名
事務局長	佐藤修	保健福祉部こども未来課長
事務局員	佐竹昇一	保健福祉部こども未来課こども未来係長
事務局員	中島志津子	保健福祉部こども未来課こども未来係
事務局員	金子容子	保健福祉部こども未来課こども未来係
事務局員	井上和美	保健福祉部こども未来課こども未来係